

## 平成25年度第7回経営協議会 議事要旨

**日時** 平成26年3月17日（月）14時00分～16時06分  
**場所** 事務棟第二会議室  
**出席者** 山本学長，和田理事，大矢理事，奥田副学長，江口委員，  
鎌田委員，齊田委員，榊原委員，齊藤委員，舟本委員  
**欠席者** なし  
**陪席者** 海老名理事，石橋監事，末永監事

議事に先立ち，前回（1月27日）開催の平成25年度第6回経営協議会の議事要旨の確認が行われた。

### 審議事項

#### 1. 平成26年度小樽商科大学予算（案）について

山本学長から平成26年度小樽商科大学予算（案）について，提案があった。  
詳細については，審議資料1に基づき，財務課長から説明が行われた。  
続いて，意見交換が行われた。

##### 【意見交換の主な内容】

●現状では単年度でつじつまを合わせてやりくりしている状況だが，根幹となる収支の構造をどう改善するのかという点については検討しているのか。

○本学の収入は基本的に学生納付金と運営費交付金である。支出の内，一番大きな割合を占めるものは人件費である。本学の場合，収入を劇的に増やすことや，支出をこれ以上抑えることは難しい。

文部科学省により国立大学改革プランが推進されているが，改革加速期間における各大学の改革状況を見極めて，第3期中期目標期間（平成28年度から）の運営費交付金を抜本的に見直すこととされている。本学としても，この期間に強力な改革姿勢を示し，運営費交付金の増額を目指したい。

さらには教育体制をもう一度整備したり，少ない人員で教育サービスを維持していくような方策を検討していく。

教員には，大型の科学研究費を取得することにより，間接経費を増やしていくよう働きかけたい。

●学生の定員を増やす・減らす等の検討も必要ではないか。

○評価等との兼ね合いも考慮しながら，検討していく必要はあると思われる。

●どのような小樽商科大学を築くかというビジョンのもと踏み込んで考えていくことが重要であると思われる。

○コンパクトで特色ある教育を提供できる大学を目指していきたい。

●札幌サテライトの賃料は下げられないのか。契約上決まっているということをもって，交渉などを行っていないように感じられる。

○札幌サテライトはかなりよい立地にあるので，賃借料の交渉は難しいと思われる。なお，札幌サテライトのビルは20年間の定期借地権により，いずれは使用できなくなる。賃料も含め，今後の対応を早急に検討していくこととしたい。

●平成26年度からの消費税率引き上げに対する対策が講じられているのか。

○「配分留保経費」を前年度より増額し，消費税率引き上げに対処することとしている。

●今後，実際に支払いの見込みがなくなってしまうことはありうるのか。

○平成26年度は，戦略的経費や特別事業費で調整している。今後も現実的に赤字の状況になること

は考えにくいですが、数年に一度は行わなくてはならない事務システムの更新等を見送るなどして、その年その年を凌いでいかななくてはならない状況である。

●教員の研究費については、同じような規模の他大学の状況はどうなっているのか。

○比較できる同じ規模の文系単科大学はない。

●平成26年度以降の収支については改革案が示されていないが、シミュレーションどおりではなく、絶えず対策を講じていくという理解でよいか。

○そのとおりである。

●改革の姿勢を示すことはこれまでも尽力してきたところと察するが、これまで以上に学長のイニシアチブにより、大学全体で努力をして、アイデアを絞りだし、世の中にアピールできるものを打ち出していくことが必要であると思われる。

●自己収入を増やすことについて、大型の科学研究費は、教員個々の研究分野での意向に任せるという伝統もあると思われるが、学長のリーダーシップで一致団結した大学としての取組みを推進し、まとまった資金を獲得する取組みも従来以上に必要になってくるであろう。

○大学として強い姿勢で計画的に行っていく必要がある。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、本件については、本日開催の役員会に附議することとする旨説明があった。

## 2. 国立大学法人小樽商科大学平成26年度年度計画（案）について

山本学長から、国立大学法人小樽商科大学平成26年度年度計画（案）について、提案があった。

詳細については、審議資料2に基づき、奥田副学長（目標計画委員会委員長）から説明が行われた。

続いて、意見交換が行われた。

### 【意見交換の主な内容】

●IVの1-1における外部有識者とはどういうことか。

○認証評価機関に評価を依頼にするにあたり、自己評価を作成し、それを第三者が確認する。この第三者にあたるものが本学が依頼した外部有識者となる。

●アントレプレナーシップ専攻の認証評価結果では特に何か指摘があるのか。

○本学の場合、すでに認証は得ており、必ず取り組むべきこととされている「勧告」はないが、「検討課題」としてできれば取り組むこととされているものについては、いくつかの指摘がある。このような検討課題については、アントレプレナーシップ専攻において、対応を検討しているところである。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、本件では、年度計画案のうち経営に関するものについて、お認めいただいたが、経営に関するもの以外の年度計画案については、3月20日（木）開催の教育研究評議会に、また、年度計画案全体については、学部・大学院合同教授会及び役員会に附議することとする旨説明があった。

なお、文言の整理等、一部修正がある可能性があるが、些少な修正については、ご一任いただきたい旨併せて説明があった。

## 3. 役員の退職手当の業績換案率について

議事に先立ち、山本学長より、本件は、本年3月31日をもって任期満了で退職する学長の退職手

当に関することであるので、一旦、退席し、本件に係る議事については、総務・財務担当副学長であり、次期学長として就任される和田理事から進めたい旨発言があり、委員から承認された。

続いて、和田理事から、役員の退職手当の業績勘案率について、提案があった。

詳細については、審議資料3に基づき、総務課長から、本学役員退職手当規程において、役員の退職手当の業績勘案率については、0.0から2.0の範囲内で経営協議会の議を経て決定すること、また、業績勘案率は、1.0を基本とすることとされており、1.0を超える場合などには、通常の業績との差を明確に説明し、その理由を公表することとされている旨説明が行われた。

説明後、和田理事から、本件については、役員退職手当規程第2条第2項の規定により、業績勘案率は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行った平成20年度から平成24年度の本学の業績評価の結果を参考に、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案することとし、審議の結果、山本学長の業績勘案率を1.0とする旨承認された。

#### 4. 職員給与規程の一部改正（案）について

山本学長から、職員給与規程の一部改正（案）について、審議資料4に基づき、提案があった。

##### 【山本学長提案要旨】

国家公務員の給与について、平成26年2月28日付けで人事院規則9-134等が制定され、45歳未満の職員において、平成26年4月1日における号俸の調整が実施されることとなった。

なお、この号俸調整については、平成25年の人事院勧告に基づくものである。

本学は、国立大学法人であるため、国家公務員の給与法の改定の直接の影響を受けるものではないが、今までの教職員に対する就業規則説明会等においては、国立大学法人法で「役職員の給与については、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない」と規定されていることから、本学における給与の支給基準については国家公務員に準拠する旨、説明してきた経緯がある。

よって、これらを踏まえ、本学の職員給与規程の一部改正を行うこととするが、本学の役員に対する報酬及び職員の給与の支給基準については、経営協議会における審議事項とされているため、改正内容について、審議願うものである。

なお、教職員組合への説明および過半数代表者への意見聴取については実施済みである。

詳細については、審議資料4に基づき、総務課長から、説明が行われた。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、本件については、本日開催の役員会に附議することとする旨説明があった。

#### 5. 非常勤理事の任命について

和田次期学長予定者から、非常勤理事の任命について、審議資料5に基づき、説明が行われた。

##### 【和田次期学長予定者提案要旨】

本学組織・運営規程第2条第2項第3号に定められている非常勤理事 海老名 誠理事の任期が、平成26年3月31日で満了することに伴い、次期の非常勤理事について、引き続き、海老名 誠 理事を任命させていただきたく提案するものである。

なお、本非常勤理事の事務担当については、本学理事の事務担当に関する規程第1条第1項第3号に規定されております社会連携に関すること（緑丘会との連携協力、募金活動、就職支援等）を、

引き続き、担当していただく。

任期については、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間となり、海老名理事からは、既に内諾を得ている。

また、本件については、本年（平成26年）2月12日に開催された教育研究評議会にて審議の上、承認されている。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

## 報 告 事 項

### 1. 平成26年度入学者選抜状況について

大矢理事から、平成26年度入学者選抜状況について、報告資料1に基づき、報告があった。

### 2. 小樽商科大学と北海道との包括連携協定の締結について

山本学長から、小樽商科大学と北海道との包括連携協定の締結について、報告資料2に基づき、報告があった。

### 3. 職員の臨時特例手当に関する規程の一部改正について

山本学長から、職員の臨時特例手当に関する規程の一部改正について、報告があった。詳細については、報告資料3に基づき、総務課長から説明が行われた。

### 4. 平成25年度大学教育研究基盤強化促進費の採択について

山本学長から、平成25年度大学教育研究基盤強化促進費の採択について、報告があった。詳細については、報告資料4に基づき、財務課長から説明が行われた。

### 5. 平成26年度国立大学法人総合損害保険の加入について

山本学長から、平成26年度国立大学法人総合損害保険の加入について、報告があった。詳細については、報告資料5に基づき、財務課長から説明が行われた。

### 6. 教員の年俸制について

山本学長から、教員の年俸制について、報告があった。詳細については、報告資料6に基づき、総務課長から説明が行われた。続いて意見交換が行われた。

#### 【意見交換の主な内容】

●教員は現行の給与形態と年俸制とを選べるということになるのか。

○年俸制を取り入れることや、選択できる体制とすること等については、各大学の判断になる。文部科学省の見解もまだ明確にされていない状況である。

**7. 平成26年度上半期（4月～9月）役員会・経営協議会の開催日程について**

山本学長から、平成26年度上半期（4月～9月）役員会・経営協議会の開催日程について、報告資料7に基づき、報告があった。

**8. 経営協議会委員の委嘱について**

山本学長から、経営協議会委員の委嘱について、報告資料8に基づき、報告があった。

その後、今年度をもって任期満了により委員を退任される鎌田委員より、挨拶が行われた。

**9. 最近のトピックスについて**

山本学長から、本学の最近の動向について、報告資料9に基づき、報告があった。

**10. 次回の会議について**

山本学長から、今年度予定していた経営協議会はすべて終了し、来年度の第1回経営協議会については、5月26日（月）14時から開催する予定である旨、発言があった。なお、緊急の案件が生じた場合には、急遽、会議を招集させていただくことも想定されるので、その場合には、会議の開催日程を調整させていただきたい旨、併せて発言があった。

最後に、山本学長より、退任にあたり挨拶が行われた。

以 上